特 集

事例から見る従業員持株会の課題

公認会計士：曽我部 舞

目次

1　はじめに……70
2　参考事例の事実関係……71
(1)　参考事例の概要……71
(2)　本件持株会の概要……72
(3)　本件代物弁済の実態……73
3　参考事例の主な争点と当事者の主張……74
(1)　争点……74
(2)　国が主張する本件告知処分の根拠……74
イ　争点①　本件持株会の法的性格等……74
ロ　争点②　みなし配当該当性……75
(3)　X会社の主張……75
イ　争点①　本件持株会の法的性格等……75
ロ　争点②　みなし配当該当性……76
4　本件各判決の内容……78
(1)　一審判決要旨―請求棄却―……78
イ　争点①　本件持株会の法的性格等……78
ロ　争点②　みなし配当該当性……78
(2)　控訴審判決要旨―控訴（請求）棄却―……79
5　参考事例の考察……80
(1)　持株会の法的性格……80
(2)　資本等取引と損益取引の混在取引……80
イ　資本等取引と損益取引の区分の意義……81
ロ　題材となる判決等……81
ハ　本件各判決の判断について……82
6　持株会の資金不足の要因と対策……82
(1)　資金不足となった要因の検証……82
イ　入会者と退会者のバランスの崩れ……83
ロ　高額な買取価額……84
(2)　資金不足防止のための対策……84

1　はじめに

本誌別稿「**非上場企業における従業員持株会の概要**」で論じたとおり、非上場企業における従業員持株会（以下「持株会」という。）の基本的な設計及び運用の仕組み自体は、上場企業の持株会と大きな相違がない。

しかし、非上場企業はその閉鎖性を維持するため、その発行する株式には譲渡制限が付されている点に特徴があり、会員の退会時には、持株会が会員の保有する株式

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

（以下「自社株式」という。）を強制的に取得し、対価として現金を支払う場合が多い。ただし、譲渡制限のある株式を自由に売買できる取引市場がないため、持株会は、取得した自社株式を現金化する機会が限られている。そのため、持株会は、退会会員からの株式買取資金を、原則として、他の会員からの拠出金等で賄う必要がある。ここで、会員の退会が続いた場合等においては、会員からの拠出金等で買取資金を賄うことができなくなり、持株会の実施会社又は金融機関等からの借入により対応することを余儀なくされる。しかし、持株会が多額の借入金を抱え、債務超過に陥った場合は、持株会を維持するための救済措置が必要となる。そのため、非上場企業の持株会は、このような事態にならないよう、その運用にあたっては、キャッシュ・フローの管理が特に重要となる。

本稿においては、株式買取資金が不足して債務超過に陥った持株会に対して、実施会社が代物弁済により救済した裁判事例（以下「参考事例」という。）を取り上げる。参考事例では、当該代物弁済が、実施会社による自己株式の取得として、みなし配当に該当するか否かが最大の争点となった。また、当該みなし配当の課税関係及び課税方法の合理性に影響を与えるとして、持株会の法的性格、つまり、当該持株会が民法上の組合に該当するか、人格のない社団等に該当するか、についても争点となった。

本稿では、以下 2 から 4 において、参考事例の判決をもとに、その概要と争点を整理した上で、 5 にて参考事例の問題点を考察し、 6 にて資金不足防止のための対策を検討することとする。

2 参考事例の事実関係

(1) 参考事例の概要

本稿では、大阪地裁平成23年３月17日判決（平成20年（行ウ）第231号）及び控訴審判決（大阪高裁平成24年２月16日判決、平成23年（行コ）第65号、これらの判決を合わせて「本件各判決」という。）の事案を題材にした。なお、上告については不受理となっている。

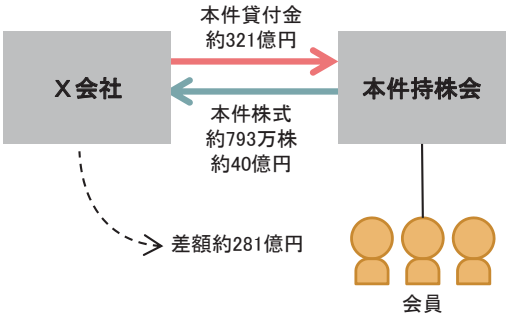
非上場企業であるＸ会社（原告・控訴人）は、会員の財産形成に資することを目的として、Ｘ会社の従業員7,420人（平成15年12月31日時点）の大半が加入する持株会（以下「本件持株会」という。）を組織していた。

団塊世代の大量退職等で本件持株会からの退会者が増加し、当該退会者等からの株式買取資金が不足したため、本件持株会は、Ｘ会社からの借入で当該買取資金を賄っていたとのことであり[*1]、本件持株会のＸ会社に対する借入金（以下「本件借入金」という。）残高は、平成16年７月１日時点で321億2,973万5,400円となっていた。そこで、Ｘ会社は、本件持株会に対する同貸付金（以下「本件貸付金」という。）を回収するため、本件持株会が保有するＸ会社の株式793万3,268株（以下「本件株式」という。）を、代物弁済（以下「本件代物弁済」という。）により取得した（**図表１**）。

[*1] 読売新聞平成19年２月７日報道等参照

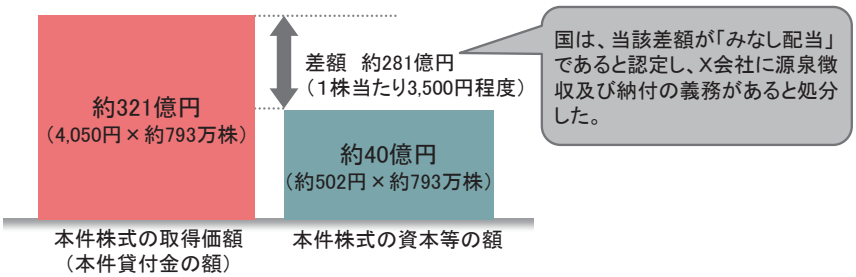
本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

図表１　本件代物弁済の概要



ここで、取得した本件株式に対応する資本等の金額が39億8,789万5,158円であったことから、X会社は、本件持株会から、１株当たり資本金等の額約502円の自己株式約793万株を、4,050円で取得したことになる（**図表２**）。なお、X会社は、本件株式取得について、何ら課税上の処理をしなかった。これに対し、処分行政庁は、平成19年２月、取得した株式に対応する資本等の金額を超える部分281億4,184万242円はみなし配当[*2]に該当し、X会社には源泉徴収及び納付の義務[*3]があるとして、X会社に対し、源泉所得税約56億円の納税告知処分（以下「本件告知処分」という。）及び不納付加算税約６億円の賦課決定処分（両処分を合わせて以下「本件課税処分」という。）を行った。

図表２　本件株式の取得価額及び資本等の額の比較



(2)　本件持株会の概要

本件持株会は、X会社の従業員である会員にX会社の株式を保有（共有）することを奨励し、その取得を容易ならしめ、もって会員の財産形成に資することを目的として（持株会規約（以下「本件規約」という。）３条）、昭和63年11月に設立された。

本事例の理解に有用と思われる本件規約の要旨を、本件各判決より以下のとおり抜粋した。本件規約によると、X会社は、非上場企業であるため、持株会からのX会社株式の流出を防ぐべく、会員が退会する際は、会員が保有する全てのX会社株式を買い取ることとし、本件規約が定める株式評価額に基づき算出された対価を、現金で支払うこととしていた。

[*2] 法人が、所得税法25条１項５号に規定する自己株式の取得をする場合は、譲渡者である個人は、通常の譲渡損益に加えて、みなし配当の認識を行う必要がある。みなし配当については、青木裕太朗「株式の異動に伴う課税関係」（本誌2019年夏号）の54頁を参照頂きたい。

[*3] 居住者に対し国内において配当等の支払いをする者は、その支払いの際、配当等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを納付しなければならない（所法181①）。

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

本件規約の一部抜粋

- 本件持株会は、民法667条１項の定めに基づく組合として組織する（１条）。
- 本件持株会の会員は、Ｘ会社の総合職をもって構成する（５条）。
- 会員は、本件持株会の事業運営のため、本件持株会への出資として、Ｘ会社株式及び出資金を拠出する（19～22条）。
- 本件持株会は、運営出資金及び拠出金によって、退会者の持分返還による株式、会員の持分一部返還による株式（中略）を購入する。ただし、運営出資金及び拠出金が不足する場合、Ｘ会社から借入れを行うことができる（23、24条）。
- 会員は、その株式持分について、株式による返還を受けることはできず、退会するときは、その株式持分の全部を本件持株会に売却しなければならない。この場合、本件持株会は、当該会員の株式持分数に本件規約の定める株式評価額を乗じて算出した金額を現金で支払う（27条、29条）。

(3)　本件代物弁済の実態

上記(2)のとおり、本件持株会の会員は、入会時に出資金を拠出して、Ｘ会社株式を取得する。他方、会員が本件持株会から退会する際には、株式の全部を売却して、現金の払戻しを受ける。このような入会者・退会者等の持分株式の異動は、本件持株会を通じて行われるため、退会者からの買取があると、本件持株会の保有株式（未配分株式）が増加し、買取資金が減少することとなる。そして、当該買取資金を保有資金で賄えない場合は、Ｘ会社からの借入等により対応することとなる。

本件代物弁済を行った当時、団塊の世代の大量退職などで社員が減少し、新規購入より返還が多い状態が続いたため、本件持株会が買い取るべきＸ会社株式が増加傾向にあった。さらには、会員が退会する際は、本件規約の定める株式評価額で株式を買い取ることとされていたが、その買取価額を4,050円[*4]（買取時の評価額630円[*5]の約6.5倍）に保証していた。

これは、本件持株会が、会員（従業員）の財産形成等を重視し、従業員にとって評価額が下回らないような買取価額（評価額）を保証していたためである。つまり、前年の評価額を保証する仕組みを採用していたため、平成６年までは買取価額が上昇を続け、平成６年時点で当時の評価額である4,050円に高止まりすることとなった。すなわち、バブル経済の崩壊後、株式市場の株価が急激に下落したにもかかわらず、買取価額が相当に高額のまま保証されていたこととなる。買取価額が高額となった背景については、下記６(1)ロにて後述する。

そのため、退会者から株式を買い取るために必要な資金が巨額となり、入会者からの拠出金等では賄えなくなったため、Ｘ会

[*4] 本件各判決において、本件持株会の買取価額は明らかになっていないが、審査請求に係る裁決書（平成20年６月18日大裁（諸）平19－60情報公開法第９条第１項による開示情報TAINSコードFO-２－385）より、平成６年以降、会員の取得価額も買戻価額も4,050円とされていたと推察される（牧口晴一・齋藤孝一「事業承継に活かす従業員持株会の法務・税務（第３版）」（中央経済社 2018年）417頁参照）。

[*5] 本件各判決において、Ｘ会社が主張する１株当たりの時価相当額であり、類似業種比準法により算定された１株当たり評価額である。本判決において、Ｘ会社が時価の算定根拠を類似業種比準価額とした背景は明らかになっていないが、本誌別稿「**非上場企業における従業員持株会の概要**」で解説するとおり、通常は類似業種比準価額よりも低いとされる、配当還元価額での譲渡が可能になると考えられる。

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

社からの借入により対応していたものと考えられる。しかし、退会者数の増加及び高額な買取価額のため、本件借入金債務は解消されることなく累積を続け、本件持株会は多額な債務超過を抱え危機に瀕していた。そこで、X会社は、本件持株会の立て直しを図るべく、未配分株式を買い取る形式をとって、本件借入金債務を清算した。したがって、本件代物弁済は、自己株式の取得が目的であるというよりも、持株会制度を維持しようとする従業員の福利厚生対策に主眼があったものと考えられる[*6]。

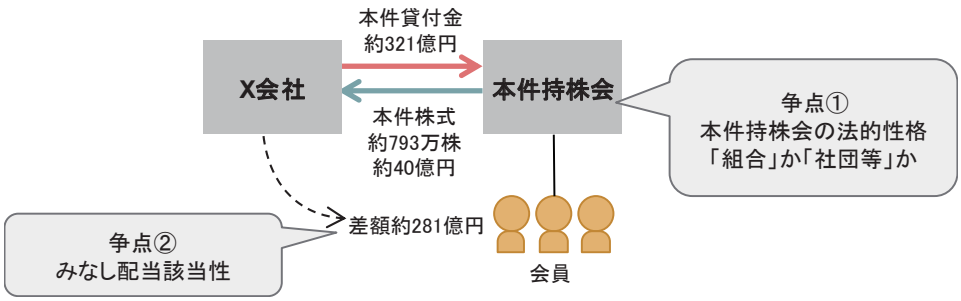
また、本件代物弁済の要因となった借入金は、退会者から株式を買い取るための必要資金を賄うために生じたものであり、その実態は、会員に対する売出価額（会員にとっての取得価額）と買取価額との差額から生じた損失を補てんするための借入である。このような損失は、本来、退会等により、本件持株会に対してX会社株式を売り渡した旧会員等が得た所得に見合うものであると考えられる[*7]。

3 参考事例の主な争点と当事者の主張

(1) 争点

参考事例の主な争点は、本件持株会の法的性格が「民法上の組合」又は「人格のない社団等」のいずれに該当するか（争点①）、及び本件代物弁済によりみなし配当課税が生じているか否か（争点②）の2点である[*8]（**図表3**）。以下では、参考事例の判決文に基づき、各当事者の主張を整理して紹介する。

図表3　本件各判決における主な争点



(2) 国が主張する本件告知処分の根拠

イ　争点①　本件持株会の法的性格等

本件規約によれば、本件持株会は、民法上の組合である旨自ら明確に宣言するとともに（本件規約1条）、民法の定めるその要件を充足するものとして組織され（本件規約22条、24条及び31条等）、自らを民法上の組合として扱うことによって税法上の

＊6　品川芳宣「最新判決研究」（T＆A master No.405 2011年6/6号）28頁参照
＊7　前出＊6 29頁参照
＊8　その他、処分行政庁の担当職員の指導が信義則の対象となるかが争点となっている。

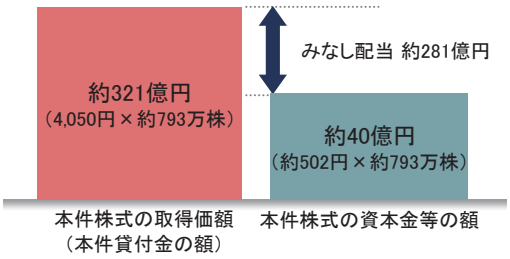
本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

利益も享受していることから[*9]、本件持株会は、民法上の組合である。

ロ　争点②　みなし配当該当性

本件代物弁済により、X会社が自己株式である本件株式を取得する一方、株主の本件借入金債務が消滅したのであるから、所得税法25条１項５号が規定する、法人の株主等が当該法人の自己の株式の取得により金銭その他の資産の交付を受けた場合に該当し、同項柱書きにより、本件借入金債務（約321億円）のうち、X会社の資本金等の額のうちその交付の基因となった本件株式に対応する部分の金額（約40億円）を超える部分（約281億円）は、利益の配当とみなされ（みなし配当）、同法24条１項に規定する配当等となる（**図表４**）。

図表４　国（被告）の主張するみなし配当の額



(3)　X会社の主張

イ　争点①　本件持株会の法的性格等

主に以下の点から、本件持株会は人格のない社団等に該当する。

①　本件持株会の前身であるK友会は人格のない社団等であり、本件持株会の設立に当たって、当該法的地位に変更が加えられていない。

昭和63年以前には、K友会という人格のない社団等によって、X会社の持株会制度が運用されてきたが、社員の財産形成に資することと安定株主対策としての持株会の充実を図るために、昭和63年11月に当該持株制度が本件持株会へ改組された。このK友会については、人格のない社団等である旨を判示した大阪地方裁判所の判決があることから、K友会の法的性格が人格のない社団等であることについて、関係当事者が共通の認識をもち、審理に当たった裁判所も同様の認定判断をしたことがわかるところ、本件持株会の設立に当たって、K友会の法的地位に変更が加えられることはなかったことから、本件持株会も、人格のない社団等である。

②　権利能力なき社団の成立要件を満たしている。

本件持株会は、その運営実態等に照らせば、最高裁判所昭和39年10月15日第一小法廷判決（民集18巻８号1671頁、以下「昭和39年判決」という。）の示した権利能力なき社団の成立要件[*10]を充足してお

---

*9　本誌別稿「**従業員持株会に係る税務**」で解説するとおり、持株会が民法上の組合として設立された場合、持株会の獲得した配当所得は、組合員への配当所得として所得税の課税対象となり（いわゆるパススルー課税）、組合員が配当所得として所得税の確定申告をすることにより、配当控除の適用を受けることができる。この点、本件持株会は、自らが民法上の組合であることを前提とした計算処理を行い、パススルー課税の扱いを受けていた。

*10　昭和39年判決では、私法上の権利能力なき社団の成立要件は、⑴団体としての組織を備えていること、⑵多数決の原則が行われていること、⑶構成員が変更しても団体そのものは存続すること、⑷その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していることの４要件であると判示している。租税法の分野においても、一般的に、租税法における人格のない社団等の意義は、私法と同義に解すべきであるとされている（金子宏「租税法第二十二版」（弘文堂 2017年）149頁）。

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

り、人格のない社団等である。

③　民法上の組合として課税することは不可能である。

また、国が主張するように、本件持株会が民法上の組合に該当するとした場合、税法上の課税関係が各会員個人に帰属することとなるが、本件代物弁済によって生じた債務の消滅に係る利益を本件持株会の会員らに分配して計算することは、複雑な精算関係や法律関係が生じるため、不可能である。

ロ　争点②　みなし配当該当性

主に以下の点から、本件代物弁済から所得（みなし配当）は生じておらず、仮にみなし配当が生じていたとしても、損益取引と資本等取引の混在取引と考えるべきであり、その場合のみなし配当額は約10億円である。

①　本件代物弁済から「所得」は発生していない。

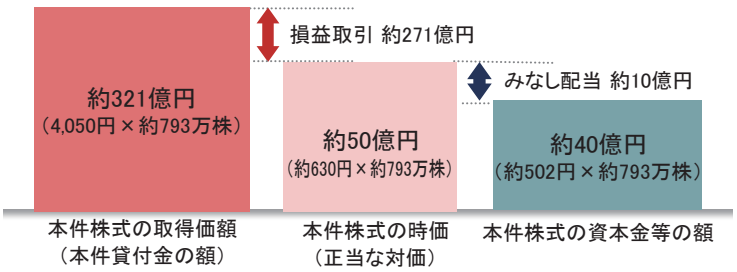
本件持株会は、X会社の従業員の財産形成に資することを目的として組織されたものであるところ、本件代物弁済は、多額の債務（本件借入金債務）を抱え危機に瀕していた本件持株会、ひいては、持株制度を維持することにより従業員の福利厚生対策の危機を救済するために行われたものであり、X会社にとって、単なる資本取引としての自己株式取得にゆえんするものではないから、所得税法25条1項5号に該当する事実関係は認められない。

②　損益取引と資本等取引の混在取引と考えるべきである。

仮にみなし配当に該当するとしても、本件代物弁済が福利厚生目的でされたものであることからすれば、本件代物弁済において消滅した本件借入金債務の金額には、資本等取引のほかに、福利厚生費に充てられた損益取引が混在している。

つまり、本件株式を取得するための正当な対価（本来の取得価額）に充てられた部分のみが資本等取引としてみなし配当に該当し、その余の部分は福利厚生費に充てられた損益取引とみるべきである（**図表5**）。本件株式の時価は、類似業種批准価額によれば1株当たり630円と評価することができ、これを上回る部分については、みなし配当はなかったものとみるべきである。

図表5　混在取引とみた場合のみなし配当の額



本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

③　本件課税処分は受給者を誤っており違法である。

本件持株会は、その運営実態等に照らせば、人格のない社団等である。したがって、仮に本件代物弁済がみなし配当に該当するとしても、その受給者は、個々の会員ではなく、本件持株会であり、人格のない社団等は法人とみなされるから、適用法条は所得税法25条１項ではなく、法人税法24条１項（配当所得）となり、源泉徴収義務に関する所得税法181条１項も、受給者が個人であることを前提としているから適用法条とはならない。よって、本件告知処分は、受給者等の事実関係や適用法条を誤っているから処分の同一性を欠くことになり、手続的にも違法である（最高裁昭和45年12月24日第一小法廷判決民集24巻13号2,243頁参照）。

④　みなし配当課税の除外事由と同様に、みなし配当から除外すべきである。

仮に、国が主張するように、本件持株会が民法上の組合に該当する場合、前記イ③のとおり、本件代物弁済によって生じた債務の消滅に係る利益を本件持株会の会員らに分配して計算することは、不可能である。このことからすれば、本件代物弁済について所得税法が予定しているようなみなし配当課税を行うことはそもそも無理があると考えられる。

仮に、本件持株会が民法上の組合に該当するとして税法上の課税関係が各会員個人に帰属するというのであれば、未配分株式の代物弁済による本件借入金債務の消滅という利得は、本件株式を配分済株式として割り当てられていた当時の会員個人、又は貸付金の実行を受けた本件持株会に対して自身の配分済株式を返還売却しその対価を受け取った当時の会員個人を実質的債務者として、当該会員個人に分配して計算するのが最も公平かつ合理的な税務処理というべきである。本件代物弁済により消滅したことが利得と評価された本件借入金債務は経年により累積、累増してきたものであり、その時々によって会員個人は変動しているから、本件代物弁済当時の会員のみを債務者としてみなし配当課税の責めを負わせることは不公平、不合理である。

更に、株式の発行会社と株主との間に本件持株会のような事業体が介在し、当該株主の株式売買が専ら当該事業体との間で行われており、当該事業体と発行会社との間で株式の精算取引（結果的には、自己株式の取得）が行われている場合には、みなし配当課税に係る現行の所得税法の規定（所法25①四）が定めているみなし配当課税の除外事由と同様に、除外して考えるべきである。

⑤　本件代物弁済による本件借入金債務の消滅は、所得税法25条１項柱書きの「金銭その他の資産の交付を受けた場合」に該当しない。

所得税法、法人税法で用いられる「資産」とは、少なくとも将来において便宜をもたらす能力としての用役潜在力を有するもので、かつ譲渡性があるものをいう。当該資産の意義・性質から、この「資産」に「債務の消滅」が当たらないことは、明らかである。

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

4　本件各判決の内容

⑴　一審判決要旨―請求棄却―

イ　争点①　本件持株会の法的性格等

一般に、持株会については、権利能力なき社団として組織することも、民法上の組合とすることも可能であると考えられるところ、特定の持株会がそのいずれであるかは、当該持株会の運営実態等から当事者の意思を合理的に解釈して決するのが相当であるとした上で、主に下記の点から、本件課税処分を支持し、本件持株会の法的性格は、民法上の組合であると認めることができる。

① 本件持株会が積極的に「民法上の組合」を選択している。

国の主張するとおり、本件規約１条で、あえて民法上の組合として組織することを明確に宣言し、自らを民法上の組合として扱っていること、本件持株会が民法上の組合であることを前提としたパススルー課税の取扱いを受けていたことから、本件持株会は民法上の組合という組織形態を積極的に選択した上、これに沿った運営が行われてきたことは明らかである。さらには、昭和63年に実施された本件規約の各条項は、今日に至るまで改正されておらず、あえて実体と異なるものとして同条項を定めなければならない合理的な理由もそれをうかがわせる証拠もない。

② 昭和39年判決の示した権利能力なき社団の成立要件は、必要条件にすぎない。

Ｘ会社の主張するとおり、本件持株会は、昭和39年判決の示した権利能力なき社団の成立要件を充足しているようにもみえる。

しかし、当該判決は、法人格のない団体が権利能力なき社団として認められるための必要条件を示したものであって、判示された要件を充足するとしても、直ちに人格なき社団に当たるということにはならない。

③ 本件持株会のみなし配当計算は可能である。

Ｘ会社は、前記３⑶ロ④のとおり、本件持株会が民法上の組合に該当するとして組合課税を行うことは不可能であり、そのような処理によって現会員に所得税を負担させるのは不公平である旨主張する。

しかし、本件代物弁済が行われた時点において、本件持株会に所属する会員らを特定することは可能であるから、みなし配当計算を行うことも不可能とはいえないし、所得税法25条１項柱書き及び５号が、自己株式の取得の基因となった金銭等の交付を捉えて、みなし配当の発生原因としていることに照らせば、このような金銭等の交付が行われるに至った経緯に関与したにすぎない、本件代物弁済の対象とされた未配分株式を割り当てられていた元会員又は自身の配分済株式を返還売却する際、本件借入金債務に係る借入金を原資として対価の支払を受けた者を対象として課税処理を行うことは、法律上予定されていないというべきであるから、Ｘ会社の主張は失当である。

ロ　争点②　みなし配当該当性

本件持株会がＸ会社の従業員の財産形成に資すること等の福利厚生を目的とすることは否定できないが、主に以下の点から、Ｘ会社の主張を認めず、本件課税処分を支

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

持し、みなし配当が生じていると判示した。

① 文理解釈上、「所得」が発生していると考えるべきである。

X会社は、前記3(3)ロ①のとおり、本件代物弁済が従業員の福利厚生対策として行われたものであるから、みなし配当に該当しない旨主張する。

この点に関し、本件持株会がX会社の従業員の財産形成に資すること等の福利厚生を目的としていることは否定できない。そのことに加え、本件代物弁済による本件借入金の消滅が、そのような目的を有する本件持株会を維持して従業員の福利厚生対策の危機を救済するという性質を有するものであるとしても、本件代物弁済の時点において、民法上の組合である本件持株会の会員らは、X会社に対し本件借入金債務を負っており、本件代物弁済によって本件借入金債務が消滅した事実がある以上、本件代物弁済は所得税法25条1項柱書き及び5号が規定する要件を充足しており、このことは、X会社が本件代物弁済を行った目的いかんによって左右されるものではない。

② 損益取引と資本等取引が混在しているとみる余地はない。

X会社は、前記3(3)ロ②のとおり、本件代物弁済において消滅した本件借入金の金額には、本件株式を取得するための正当な対価（本来の取得価額）に充てられた部分（資本等取引）のほかに福利厚生費に充てられた部分（損益取引）が混在しているとみた上、本件株式の時価は類似業種比準価額である1株当たり630円と評価することができることから、これを上回る部分については、みなし配当はなかったことになるとも主張する。

しかしながら、所得税法25条1項柱書き及び5号は、株主等が交付を受けた「金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額」が「当該法人の（略）資本金等の額（略）のうちその交付の基因となった当該法人の株式（略）に対応する部分の金額」を超えるときに、みなし配当が生じる旨を規定しており、取得の対象とされた自己株式に対応する資本金等の額との間で比較の対象とすべきものは、株主等が交付を受けた金銭の額等であって、法文上、取得の対象とされた自己株式の時価を比較対象としてみなし配当の額を計算すべきものと解釈する余地はなく、本件代物弁済の結果、X会社の株主としての地位に基づき、本件借入金債務が消滅するという利益が発生しているのであるから、資本金等の額を上回る部分をみなし配当とみるほかないというべきである。

(2) 控訴審判決要旨―控訴（請求）棄却―

当裁判所も、X会社の本訴請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、次に付加・補正するほかは原判決の理由を引用する。

① 本件持株会は、設立から本件代物弁済に至るまで、民法上の組合であることを前提として課税されているから、本件代物弁済についてもそれに依るべきである。

② 本件代物弁済が株主等に経済的利得を帰属させる行為である以上、所得税法181条1項にいう「配当等の支払」に当たるというべきである。

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

5 参考事例の考察

(1) 持株会の法的性格

本参考事例においては、本件持株会の法的性格が、民法上の組合に該当するか、人格のない社団等に該当するかが争点の一つとなった。いずれの法的性格に該当するかによって、みなし配当の受給者が異なることとなり、本件告知処分の違法性や課税方法の合理性等の論点が生じることとなる。本誌別稿「**従業員持株会に係る税務**」で述べたように、持株会の法的性格によって課税関係が変わることとなるため、参考事例のようなみなし配当に該当するか否かが争われる場合以外であっても、持株会の法的性格は、常に重要な論点になるであろう。

ここで、民法上の組合であるとともに権利能力なき社団にも該当し、税法上も組合と人格のない社団等のいずれにも該当すると認められる場合、いずれの法的性格として組成されたものとみられるかが論点となる。

一般に、持株会は、日本証券業協会の定める持株制度に関するガイドラインに基づいて、持株会が民法上の組合であることが明記されていること等からすれば、特段の事情や合理的な理由がなければ、民法上の組合により組成されたものとみるべきである[*11]。他方、持株会規約の内容及び運用実態について、昭和39年判決が示した権利能力のない社団の成立要件（前記3(3)イ②参照）を満たす場合は、人格のない社団等による持株会の組成が生じる可能性がないとはいえないものと考えられる[*12]。

この点、本件持株会についてみると、前記3(3)イ①にあるとおり、その前身であるK友会の法的性格が人格のない社団等であることは、明らかであった。そして、昭和63年に従業員持株会事業を一層拡充するために組織替えをしたのであるが、その組織替えに当たっては、その社団性を一層強化していることを明確にしている。それにもかかわらず、K友会時代には人格のない社団等として取り扱われ、本件持株会に組織替えをしてその社団性を強化したら、人格のない社団等として取り扱われないということには整合性を欠くことになる。また、本件各判決も認めるとおり、本件持株会が、昭和39年判決の示す権利能力なき社団の成立要件を充足していることは明らかである。

以上のように、本件持株会の実体が、人格のない社団等であるという事実を考慮せず、本件持株会のように、会員約7,000名から構成されている団体が、単に規約上「組合」と定められているからとの理由だけで、本件代物弁済のような複雑な取引についていわゆる組合課税が可能であるかは疑問のあるところである。

(2) 資本等取引と損益取引の混在取引

前記4(1)ロ②のとおり、本件各判決は、本件代物弁済により持株会の会員にはみな

---

*11 斉木秀憲「従業員持株会の課税関係に関する一考察」（税務大学校論叢70号 2011年）78頁参照

*12 この点、参考となる判決として、最高裁平成21年２月17日第三小法廷判決（判例タイムズ1294号76頁）がある。当該判決は、持株会の法的性格が争点とはなっていないものの、争いのない事実として、持株会は権利能力なき社団であるとされているが、権利能力なき社団であると示した背景は明らかにされていない。当該持株会の制度設計上、導入企業からある程度の独立性を確保する必要があった等の特段の事情等により、権利能力なき社団に該当していると個別に判断されたものと考えられている（前出＊11 104頁等参照）。

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

し配当が生じており、資本等取引と損益取引が混在しているとみる余地はないと判示している。しかし、「このような判示は、所得税法の関連条項を文理の形式に拘って解釈したにすぎないのであるが、本件代物弁済における自己株式の取得という資本等取引と福利厚生費負担という損益取引が混在しているというX会社の主張を完全に否定することは、従来の国税当局の課税方法やそれを容認してきた裁判例の存在を全く無視することになる。」[*13]との意見がある。

以降では、資本等取引と損益取引の区分を巡る関連裁判例等を検討した上で、みなし配当該当性の判断のあり方を論じることとする。

イ　資本等取引と損益取引の区分の意義

法人税法では、資産等の増減が資本等取引[*14]から生じたものであれば所得金額の計算から除外する（法法22②③）ため、資産等の増減が資本等取引に該当するか否かによって直接的に所得計算に影響を及ぼすこととなる。また、個別の所得計算においても、資本金等の額又は利益積立金額が当該計算の基準となる場合が存する。例えば、本参考事例のようなみなし配当の額の計算（法法24①、所法25①）のほか、寄附金の損金不算入における支出方法（法法37①）、資産整理に伴う資材提供等があった場合の欠損金の損金算入（法法59①、法令118）、有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入（法法61の２）等においてである。

ロ　題材となる判決等

本参考事例のように、形式上は資本等取引であっても、その取引の中に資本等取引と損益取引が混在しているとして課税処分が行われ、その処分の適否が法廷で争われた参考事例として、福井地裁平成13年１月17日判決（税資250号順号8815、以下「平成13年判決」という。）がある。

原告会社が、577億円余の債務超過を抱える関連会社に対して527億円余の増資引受けを行い、取得した株式（取得価額527億円余）を時価相当額の１億円で譲渡して、526億円余の譲渡損失を作出した場合に、当該増資引受け額のうち、当該株式の額面相当額の264万円余が資本等取引で当該株式の取得価額を構成するが、残りは寄附金と認められるとして、当該損失の損金算入を否認する課税処分が行われ、当該処分の適否が争われた。平成13年判決では、「本件増資払込金による現実の出捐があったとしても、法37条の解釈、適用上、本件増資払込金の中に寄付金に当たる部分がある場合には、当該部分は法人税法上の評価としては「払い込んだ金額」（法令119①二）には当たらないと解される。」と判示して、当該課税処分を適法であるとした。この判決については、控訴審の名古屋高裁平成14年５月15日判決（税資252号順号9121）においても、維持されている。

このように、増資による株式の取得という一つの資本等取引と考えられる取引であっても、その実態によって資本等取引（増

*13　前出＊６ 32頁参照
*14　資本等取引とは、「法人の資本等の金額の増加又は減少を生ずる取引及び法人が行う利益又は剰余金の分配（〈略〉）をいう。」（法法22⑤）。

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

資引受けによる株式取得）と損益取引（寄附金）とに区分し得ることになる[*15]。このことは、本件における本件代物弁済によってＸ会社が本件株式を取得した場合に、代償となる本件貸付金を自己株式の取得価額（資本等取引）と福利厚生費（損益取引）とに区分し得ることが妥当であることを意味する。平成13年判決以外にも、東京地裁平成12年11月30日判決（税資249号884頁）は、当該増資によって取得した株式の取得価額のうち、法人税法132条を適用して当該株式の時価相当額を上回る部分を寄付金に当たるとした課税処分を適法であるとしている。このほか、学説上も、資本等取引と損益取引に関する「混合取引の法理」が提案されている[*16]。

ハ　本件各判決の判断について

本件各判決では、所得税法の関連条項を文理の形式に拘って解釈し、本件代物弁済に資本等取引と損益取引が混在しているとみる余地はないと判示している。しかし、当該判決は、本件代物弁済の実質が、本件持株会の救済という従業員の福利厚生費負担にあることを考慮しておらず、上記ロで示した裁判例に相反するものと考えられる。また、租税法の解釈適用においては、「文理解釈によって規定の意味内容を明らかにすることが困難な場合に、規定の趣旨目的に照らしてその意味内容を明らかにしなければならない[*17]」と解されており、当該関係条項の文言に拘わらず、当該事案の事実関係や当該条項の趣旨等を総合勘案して行われることが肝要である[*18]。

持株会が介在した自己株式の取得について、みなし配当課税の適否が争われた事例がほとんどないため、本件各判決が先例として注目されるものと考えられる。しかし、本件各判決には、関係条項の解釈上注目すべき問題点を有しているところ、上記のとおり、十分な審理をしているものとは思えない。また、持株会制度を直接規定した法律がないことから、本件代物弁済のような事象が生じた場合にみなし配当課税すべきか否かは、各事案に応じて検討する余地はあるものと推察される。

6　持株会の資金不足の要因と対策

(1)　資金不足となった要因の検証

前述のとおり、持株会は、会員からの拠出金等を原資として株式の取得を行っている。そのため、退会者が入会者を上回った場合、つまり、入退会のバランスが崩れた場合、退会者からの株式買取資金を会員からの拠出金等のみでは賄いきれず、持株会の実施会社等からの借入によって対応せざるを得ない。そして、当該買取価額が、会員の取得価額を下回らないように、かつ、従業員の資産形成に寄与するために、高額に設定されている場合は、借入金債務も巨額になり、参考事例のようなみなし配当の論点が生じる可能性がある。

ここで、本件持株会が資金不足となった主な要因として、入退会のバランスの崩れによる影響と、買取価額が高額であったこ

*15　品川芳宣「税法における資本と負債の区分」租税法研究（租税法学会機関誌）32号74頁等参照
*16　金子宏「法人税における資本等取引と損益取引―「混合取引の法理」の提案―」日本租税研究協会『税財政の今後の課題と展望―日本租税研究協会創立60周年記念―』１頁等参照
*17　前出＊10 117頁参照
*18　前出＊６ 33頁等参照

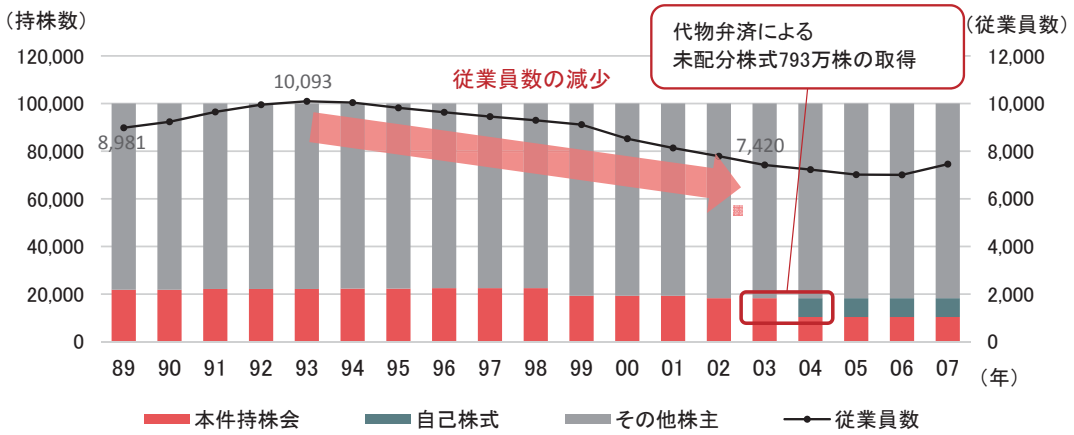
本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

とによる影響をそれぞれ検証することとする。

イ　入会者と退会者のバランスの崩れ

X会社の有価証券報告書に基づくと、X会社の従業員数は、1993年（平成５年）の10,093人をピークに減少傾向となり、代物弁済を行う直前の2003年（平成15年）には、7,420人と、ピーク時から2,673人減少している（**図表６**）。そのため、X会社の従業員で構成される本件持株会の会員数についても、退会者が入会者を上回り、会員数の減少が続いていたものと思われる。

図表６　X会社の主要株主及び従業員数の推移



（出典）　X会社の有価証券報告書より筆者作成

このように、入退会のバランスが崩れたことにより、未配分株式が増加したことが、本件持株会の資金不足の一因であるが、その影響は限定的と考えられる。すなわち、会員が退会する際の買取価額を、X会社が主張する正当な対価630円とした場合、未配分株式約793万株を買い取るための必要資金総額は約50億円となり、仮に当時の会員数を従業員数7,420人と等しいと考える場合、当該買取資金を会員からの拠出金のみで賄うためには、会員一人当たり約67万円の追加拠出が必要となる。この程度の負担であれば、数年で拠出するのであれば、現役従業員にとって、困難な状況ではないと思われる[*19]。また、仮に会員からの拠出金のみで賄うことができない場合は、X会社の会社規模を考えれば、必要買取資金約50億円の一部をX会社からの借入で賄うことも可能であり、この場合においても、本件借入金債務のような多額の借入は生じない。

よって、入退会のバランスが崩れたことが一因ではあるものの、会員退会時の買取価額が、X会社の主張する正当な対価630円又はさらに低い価格と想定される配当還元価額であれば、その影響は限定的であったと推察される。そこで、下記ロにおいて、退会者からの買取価額が高額であったこと

[*19] 森井昭仁「非上場会社の事業承継における安定株主活用の法務・税務」（税務経理協会 2015年）177頁参照

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

による影響を検討する。

ロ　高額な買取価額

前記2(3)のとおり、本件持株会から退会する会員からの買取価額は、本件規約に定める株式評価額4,050円であり、正当な対価630円の約6.5倍に保証されていた。そのため、未配分株式約793万株を買い取るための必要資金は総額約321億円となり、当該買取資金を会員からの拠出金のみで賄う場合は、会員一人当たり約433万円の追加拠出が必要となり、現役従業員に負担を求めるのは難しい水準といえる[*20]。そのため、当該資金不足を賄うため、X会社からの借入金に頼らざるを得ない状況にあったと考えられる。

それでは、このような高額な買取価額が設定された背景はいかなるものであろうか。X会社の有価証券報告書によると、本件持株会設立前のX会社の株主総数は約6,300名であったが、その設立後には69名となっている。これは、本件持株会設立前は、従業員がX会社株式を直接保有していたが、この場合は、相続等により株式が分散するリスクがあるため、閉鎖性の維持と株式の一括管理等を目的として、現物組入により持株会を組成したものと考えられる。持株会では理事長名義で株式を保有し、株主名簿上は持株会のみが株主として登録されるため、原告の株主数が減少したものと考えられる[*21]。

そして、前記2(3)のとおり、従業員にとって評価額が下回らないような買取価額を保証していたが、過去において従業員が自社株を直接購入した際の価額が高額であったため[*22]、買取価額を高額に設定せざるを得なかったとも推察される[*23]。その結果、入退会のバランスが崩れた場合に、退会者からの株式買取総額が多額となり、資金不足に陥ったものと考えられる。

(2)　資金不足防止のための対策

以上のとおり、本件持株会は、退会者の増加により入退会のバランスが崩れた上に、退会者からの買取価額が高額であったため、入会者からの拠出金等では退会者からの株式買取資金を賄うことができなくなり、資金不足に陥ることとなった。本参考事例より考えられる、資金不足防止のための対策は、以下のとおりである。

① 一般的に、持株会の会員数つまり従業員数は、経営戦略上の問題でもあるため、コントロールすることは難しいとも考えられる。しかし、持株会を長期的に運営できるように、将来における会員数の増減を慎重に予測し、可能な限り、持株会が保有する株数の調整を行う必要があると考えられる。

② 本誌別稿「**非上場企業における従業員**

---

*20 前出＊19 178頁参照

*21 持株会では理事長名義で株式を保有し、株主名簿上は持株会のみが株主として登録されるため、従業員の保有する株式を持株会に現物組入することにより、株主数が減少することとなる（前出＊19 178頁参照）。

*22 昭和63年の本件持株会の設立より前に取得したことになるが、1970年代に日経平均株価が右肩上がりで上昇し、1989年（平成元年）に最高値（1989年の終値は38,915円87銭）を付けていることを考えると、当時のX会社の類似業種比準価額が上昇していたものと推察される。

*23 この点、買取価額を各従業員の取得価額と同額にすることで、キャピタルゲインが生じる余地を排除することも可能であったと考えられる。しかし、6,000名もの従業員を持株会に加入させるためには、インセンティブを与える必要があったものと考えられ、高額に設定せざるを得なかったとも想定される。

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

持株会の概要」で解説するように、買取価額を配当還元価額のような一般的に低い価格に抑え、さらには、買取価額を固定価格とすることで、仮に入退会のバランスが崩れたとしても、その影響を抑えることが可能と考えられる。

③　新規会員の入会時に、会員からの拠出金の全てを使って株式を取得することはせず、退会会員からの株式の買取に備えて、一定の現金を持株会に残しておくことで、資金不足を防止することが可能であろう。例えば、前記①の会員数の増減予測と前記②の買取価額をもとに、将来の退会会員からの買取資金を予測し、これに対応する資金を持株会で保有しておくことが考えられる。

④　上記(1)ロで述べたとおり、本参考事例では、株式の分散リスク防止や株式の一括管理等を目的として、従業員が直接保有していたX会社株式を本件持株会に現物組入したが、当該株式の取得価格が高額であったため、持株会の取引価格を高額にせざるを得なかったものと推察される。そのため、このような高額の株式については、持株会に現物組入することなく、株式分散防止のための事前策（種類株式の活用等）を検討することも重要である[*24]。

⑤　本件持株会においては、退会者からの買取資金の不足額を、X会社からの借入金により賄っていたため、最終的に本件代物弁済が生じた際、X会社による自己株式の取得と認定されることとなった。この点、持株会活用型の日本版ESOP（以下「日本版ESOP」という。）と呼ばれるスキームでは、従来の持株会における当該難点を補うことができる可能性がある。日本版ESOPにおいては、信託や共益型社団法人等の受け皿（ビークル）を活用し、当該ビークルが、金融機関からの借入等を用いて、将来、従業員に付与する株式を一括取得し、当該株式を順次、持株会に売却する。よって、日本版ESOPでは、持株会は、発行会社から独立したビークルと株式の売買を行うため、発行会社では自己株式の取得が発生しないこととなる。ただし、当該スキームが租税回避と認められないために、持株会の目的等を前提に、会社法上の自己株式取得規制等関連法令との整合性を確保する必要があると考えられる。



曽我部　舞
（そがべ・まい）
野村資産承継研究所
副主任研究員

◆**経歴**　PwCあらた有限責任監査法人、株式会社KPMG FAS等を経て、現職。公認会計士
◆**現職**　株式会社野村資産承継研究所　副主任研究員

[*24] 株式分散防止のための事前策については、稗田旭「株式分散防止のための事前策」（本誌2019年夏号）を参照頂きたい。

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。